

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 3 日

各都道府県障害保健福祉関係主管課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

障害支援区分に係る「認定調査員マニュアル」等の送付について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法における障害支援区分の認定調査や市町村審査会による審査判定は、平成 26 年 4 月以降に申請のあった事例から順次開始となりますが、実際に障害支援区分の認定業務に携わる認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書に記載する医師を対象としたマニュアルを作成しましたので送付します。

各都道府県におかれては、管内市町村に加え、管内の関係団体や関係機関等へ周知いただくとともに、各種マニュアルを活用した研修会を開催するなど、円滑な施行に向けた取組にご協力をお願いします。

なお、本年 1 月 15 日に送付した「各種マニュアル(案)」からの変更点は、別添のとおりですので、変更点についても併せて周知いただくなど、特段のご配慮をお願いします。

【添付資料(各種マニュアル)】

- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「認定調査員マニュアル」
- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「市町村審査会委員マニュアル」
- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「医師意見書記載の手引き」
- ・ 難病患者等に対する障害支援区分認定(難病別冊マニュアル)

[本件連絡先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害程度区分係 増田、友永
電話番号：03-5253-1111(内線 3026)

平成 26 年 1 月 15 日に送付した「各種マニュアル(案)」からの変更点

認定調査員マニュアル

該当頁	変更前	変更後
表紙	認定調査員マニュアル(案)	認定調査員マニュアル
3 ページ	平成 26 年厚生労働省令第 号	平成 26 年厚生労働省令第 5 号
7 ページ	4 - 24 突発的な行為	4 - 24 突発的な行動
69 ページ	2 - 12 掃除	2 - 13 掃除

市町村審査会委員マニュアル

該当頁	変更前	変更後
表紙	市町村審査会委員マニュアル(案)	市町村審査会委員マニュアル
目次	4 . 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令……	4 . 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令……69
目次	5 . 市町村審査会の運営について(通知)……	5 . 市町村審査会運営要綱(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)……82
3 ページ	平成 26 年厚生労働省令第 号	平成 26 年厚生労働省令第 5 号
7 ページ	4 - 24 突発的な行為	4 - 24 突発的な行動
51 ページ	ウ . 必要とされる支援の必要度合いとは直接的に関係しない事項	ウ . 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項
69 ページ	-	【追加】障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令
82 ページ	-	【追加】市町村審査会運営要綱

医師意見書記載の手引き

該当頁	変更前	変更後
表紙	医師意見書記載の手引き(案)	医師意見書記載の手引き
2 ページ	図 . 障害支援区分の認定の流れ 麻痺、間接の拘縮	図 . 障害支援区分の認定の流れ 麻痺、関節の拘縮